

2007年6月 4日

「NPO 法人日本 TRIZ 協会」設立発起人一同

日本 TRIZ 協議会

NPO 法人 TRIZ 協会への入会の勧め

2005年以降これまで二回の日本 TRIZ シンポジウムを主催してきた任意団体 TRIZ 協議会は「NPO 法人日本 TRIZ 協会」に発展改組することを目指して準備を進めています。NPO 法人設立認可の申請は4月13日東京都に提出済みですので、今年8月30日から9月1日に開催される第三回 TRIZ シンポジウムの会期以前に認可される見込です。「NPO 法人日本 TRIZ 協会」は TRIZ に関心を持つ日本の関係者に情報と交流・協力の場を提供することを目的とし、活動の拠点として事務所と、協会独自のホームページをもち、継続的企画として TRIZ に関する研究会、年次イベントとして日本 TRIZ シンポジウムなどを開催する計画です。（法人の詳細については、こちらの url: <http://www.osaka-gu.ac.jp/php/nakagawa/TRIZ/jlinksref/JapanTRIZ-CB/JapanTRIZ-Soc.html> に掲載されている設立趣旨書および定款を参照してください。）「NPO 法人日本 TRIZ 協会」は入会受付方法などの詳細を検討中ですが、日本 TRIZ シンポジウムに参加される皆様には、真っ先に入会して頂きたいというのが発起人一同の願いです。

今年の第三回日本 TRIZ シンポジウムは準備手続きの都合で前身の TRIZ 協議会が開催することになりましたが、来年以降の日本 TRIZ シンポジウムは新 NPO 法人の最大の年次イベントとして開催し、会員の交流と情報の交換をはかる場としたいと考えております。これを踏まえて、日本 TRIZ 協議会と認可申請中の「NPO 法人日本 TRIZ 協会」との合意にもとづいて、第三回日本 TRIZ シンポジウムの参加者の内、「NPO 法人日本 TRIZ 協会」設立の趣旨に共感し入会を希望される方についてはシンポジウムの参加申込と同時に入会を受け付け、参加費の一部（8000円）を NPO 法人の2007年度年会費予納金として頂戴することとしました。同時に、NPO 法人に入会して下さる参加者は、その時点で一般の方より参加費を10000円（年会費予納金との差引きでは2000円）割安にすることと致します。参加費の詳細は別表をご覧ください。

注： NPO 法人と会員の関係は株式会社と株主の関係に準じたものです。異なる点は、会員は出資金の代わりに年会費を払い込み、払い込んだ年会費は返却されないという点です。NPO 法人は非営利の組織で、会員は法人の趣旨に合致する活動や法人の意思決定に参画することができますが、年会費の支払い以外の形式的な義務は無く、退会は自由です。

以上